

公有財産（公用車）売却の入札にあたっての注意事項等

〔フロー〕

入札参加等	・ 公告期間 令和 7 年 4 月 28 日 ～ 5 月 23 日（土日を除く 17 日間） ・ 閲覧期間 公告期間に同じ ・ 参加申込書・入札書（買受け希望価格書）の提出期間 公告期間に同じ（締切：5 月 23 日）
↓	
資格審査	・ 開札日までに入札者の資格確認を原課にて行う。 ※資格がない場合は入札管理担当課へ書類提出を求める （開札日までに提出がない場合は、入札書の提出を取消す）
↓	
契 約	・ 契約書取り交わし
↓	
引渡し	・ 代金納付確認後、車両を引き渡す（所有権移転） ※代金納付 契約日から 40 日間
↓	
所有者変更	・ 引き渡し後、買受人は 30 日以内に所有者変更手続き等を完了させ、変更後の車検証の写し・写真を地域整備課へ提出。

〔注意事項〕

- ・ 入札参加申込書を提出した時点で、仕様書の内容を熟知し車両の状態を承諾したものとしします。※状況〔車検無、バッテリー上がり〕
- ・ 入札参加申込書の添付書類について、法人の場合は身分証明書に代わり登記事項証明書を提出してください。
- ・ 入札書（公有財産買受け価格書）は、封筒にいれ封かんし、表面に「公有財産（公用車）買受入札書」と記載し、裏面には入札者の氏名（法人の場合は法人名）と住所を記載してください。